

障害のある人の「65歳問題」

障害のある人が65歳になると、介護保険を優先して使わなければならない、という事が障害者総合支援法第7条に記されています。しかし、障害のある人の制度にしかない支援については、介護保険との両方の使用が認められています。

実際は以下の3点が関係者の現在や将来の大きな不安と苦労をもたらしていると思われます。

- ①今まで利用できていたサービスが、場合によっては利用できなくなる事例。
- ②障害福祉サービスで無料だったのに介護保険への切替により新たに利用量に応じた負担金が生じる事例。
- ③国は、「介護保険優先原則」は、あくまで原則であり、自治体に対して利用者の状況に合わせた配慮をする旨通知していますが、配慮に格差もあり、又、障害のある人の制度にしかない支援についても認めない自治体もある等、暮らす地域によりサービスの格差が生じている事例。

以下、65歳になってから障害福祉サービスの申請をして自治体が認めた例と、申請を却下しサービス利用が困難な事例について、近隣自治体から紹介します。

【65歳以上障害福祉サービス新規申請を認めた例】一宮市

重度訪問介護の申請→全面的支給決定

江南市在住の○○さんは、65歳を超えた年代で、他市にある就労継続支援B型の施設利用を希望。働く意欲が確認されても、前例が無いとの事で、江南市は申請を却下しています。

同施設は近隣市町村からも多数の65歳以上の障害者利用があり、犬山市、小牧市、一宮市、春日井市、名古屋市等で受給者証が普通に発行されています。江南市においては是非この件での理解・配慮をお願いしたいと思います。

【65歳以上の障害福祉サービス新規申請を却下した例】江南市

就労継続支援B型の申請→却下

江南市在住の○○さんは、65歳を超えた年代で、他市にある就労継続支援B型の施設利用を希望。働く意欲が確認されても、前例が無いとの事で、江南市は申請を却下しています。

同施設は近隣市町村からも多数の65歳以上の障害者利用があり、犬山市、小牧市、一宮市、春日井市、名古屋市等で受給者証が普通に発行されています。江南市においては是非この件での理解・配慮をお願いしたいと思います。

※参考資料・・・重度訪問介護に関する利用対象像

重度の肢体不自由者であって、常時介護をする障害者の内以下のいずれにも該当する者

①障害支援区分4(要介護3程度)以上

②二肢以上に麻痺がある

③障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つが「できる」以外と認定

次の大きなバザー予定は

6月の「ほのぼのまつり」

当面の大きなバザーとしては、

今年の6月に開催予定の「ほのぼのまつり」となります。

今後も宜しくお願い申しあげます。

きそがわ福祉社会だより

地域の中でともに育つ事業所めざして

2015年2月15日発行 № 91



新春 特大カルタ取り大会☆

第二きそがわ作業所の様子

本年も宜しくお願ひ致します

発行：社会福祉法人きそがわ福祉会

〒493-0006 愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り12番地3

電話 0586-86-3960 FAX 0586-86-3937

